⑯―２　補助金等の明細

（単位：千円）

区　分	当期交付額	当期振替額					摘　要
		建設仮勘定見返補助金等	資産見返補助金等	資本剰余金	長期預り補助金等	収益計上	
大学改革推進等補助金（大学改革推進事業）	17,960	―	―	―	―	17,960	
大学改革推進等補助金（大学改革推進事業）	12,026	―	―	―	―	11,349	
大学改革推進等補助金（大学改革推進事業）	927	―	―	―	―	927	
合　計	30,913	―	―	―	―	30,236	

⑰　役員及び教職員の給与の明細

（単位：千円、人）

区　分		報酬又は給与		退職給付	
		支給額	支給人員	支給額	支給人員
役　員	常　勤	(53,831) 53,831	4	(―) ―	―
	非常勤	(―) 4,044	3	(―) ―	―
	計	(53,831) 57,875	7	(―) ―	―
教職員	常　勤	(3,508,049) 3,559,255	481	(356,277) 356,277	19
	非常勤	(―) 150,276	129	(―) ―	―
	計	(3,508,049) 3,709,532	610	(356,277) 356,277	19
合　計	常　勤	(3,561,880) 3,613,086	485	(356,277) 356,277	19
	非常勤	(―) 154,320	132	(―) ―	―
	計	(3,561,880) 3,767,407	617	(356,277) 356,277	19

注１．常勤・非常勤の定義は、「国立大学法人等の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」によることとしております。上表でいう常勤の教職員とは、ガイドライン中の「常勤職員」、「在外職員」、「任期付職員」及び「再任用職員」から受託研究費等により雇用する者を除いた教職員のことであり、非常勤の教職員とは、常勤の教職員、受託研究費等により雇用する者及び「ガイドライン」における「派遣会社に支払う費用」以外の教職員のことです。

２．常勤役員の本給月額は、学長994千円、理事728千円で、退職手当の計算方法は、国家公務員退職手当法に準拠して、国立大学法人福島大学役員退職手当規則により定めております。

３．非常勤役員の手当は、理事が月額157千円、監事が月額90千円です。

４．教職員に対する給与及び退職手当の計算方法は、一般職の職員の給与に関する法律及び国家公務員退職手当法に準拠して、国立大学法人福島大学職員給与規程及び国立大学法人福島大学職員退職手当規程により定めております。

５．支給人員数は、報酬又は給与については年間平均支給人員数を記載しております。退職給付については年間支給人員数を記載しております。

６．承継職員等に係る支給額は、上段（　）に内数として記載しております。

７．上記には退職給付引当金繰入額808千円、法定福利費444,939千円は含まれておりません。

⑱　開示すべきセグメント情報

（単位：千円）

区　分	大　学	附属学校園	小　計	法人共通	合　計
業務費用					
業務費	4,899,759	850,117	5,749,877	437,508	6,187,385
教育経費	833,765	142,592	976,357	―	976,357
研究経費	297,583	―	297,583	―	297,583
教育研究支援経費	152,872	―	152,872	―	152,872
受託研究費	142,245	―	142,245	―	142,245
共同研究費	17,574	―	17,574	―	17,574
受託事業費	31,321	―	31,321	―	31,321
人件費	3,424,398	707,525	4,131,923	437,508	4,569,432
一般管理費	310,178	―	310,178	54,383	364,562